

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	私立幼稚園の閉鎖命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	学校教育法第 13 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	学校教育法第 13 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>私立幼稚園が次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>(1) 法令の規定に故意に違反したとき</p> <p>(2) 法令の規定により町長がした命令に違反したとき</p> <p>(3) 6 か月以上授業を行わなかったとき</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 30 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	市町村の設置する幼稚園の閉鎖命令(第 13 条第 1 項準用)
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校教育法第 13 条第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	学校教育法第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村の設置する幼稚園が次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>(1) 法令の規定に故意に違反したとき</p> <p>(2) 法令の規定により教育委員会がした命令に違反したとき</p> <p>(3) 6 か月以上授業を行わなかったとき</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 29 の 2 第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日